

行政不服審査法施行令案の概要

行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の施行に伴い、審査請求書の提出、提出書類等の写し等の交付に係る手数料、事件記録の対象となる書類等の事項を定める。

1 審査請求

(1) 審理員

- 審査庁は、2人以上の審理員を指名する場合には、その事務を総括する者を指定するものとするとともに、審理員が除斥事由（法第9条第2項各号）に該当する場合には指名を取り消さなければならないこととする。（第1条）

(2) 審査請求書の提出等

- 審査請求書の提出について、審査請求をすべき行政庁が処分庁等である場合を除き、正副2通を提出しなければならないこと等を定める。（第3条～第5条）

(3) 弁明書等の提出

- 弁明書、反論書及び意見書は、正本及び当該書面を送付すべき審理関係人の数に相当する通数の副本を提出しなければならないこと等を定める。（第6条・第7条）

(4) 口頭意見陳述

- 遠隔の地に居住する審理関係人があるとき等は、テレビ電話システムを利用する方法によって、口頭意見陳述を実施することができることとする。（第8条）

(5) 提出資料等の写し等の交付

- 交付に係る手数料を用紙1枚につき10円とすること等を定める。（第10条～第13条）

(6) 事件記録

- 事件記録（法第41条第3項）として、審査請求録取書、反論書、意見書、審理員に提出された書類その他の物件、口頭意見陳述等の手続の記録等を定める。（第15条）

2 再調査の請求

- 上記1(4)等の規定は、再調査の請求に準用することとする。（第18条）

3 再審査請求

- 上記1の規定は、原則として再審査請求に準用することとする。（第19条）

4 行政不服審査会

- 行政不服審査会の定足数等を定めるとともに、委員又は専門委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができないこととする。（第20条・第21条）
- 上記1(4)(5)の規定は、原則として行政不服審査会の調査審議の手続に準用することとする。（第22条・第23条）

5 施行期日等

- この政令は、法の施行の日（平成28年4月1日）から施行することとする。
- その他所要の規定を整備する。